

遊漁ハンドブック

釣りのルールとマナー

美しい釣りは、
美しい心から。



令和7年(2025年)2月

長野県

長野県漁業協同組合連合会

自然を敬い、
魚に感謝する心が、
美しい釣りを育む。



はじめに

長野県には多くの河川や湖沼があり、溪流のいわな、清流のあゆ、湖沼のわかさぎなど、たくさんの魚が棲んでいます。

私たちは、この豊かな水産資源のおかげで、漁業を営んだり、釣りなどの遊漁を楽しむことができます。

しかし、漁業者や釣り人がルールやマナーを守らず、好き勝手に魚を捕っていれば、魚はたちまちいなくなり、漁場ではお互いに不快な思いをすることになるでしょう。

これからも豊かな水産資源を守り、快適な釣りを楽しむためには、ルールやマナーを守らなければなりません。

釣り（遊漁）のルールは、漁業法や水産資源保護法に基づいた「長野県漁業調整規則」や「遊漁規則」などによって定められています。

このハンドブックは、これらの概要をまとめたものです。
趣旨をご理解の上、ご活用いただきますようお願いします。

目 次

第1章 釣りのルールとマナー

1 釣りのルール（漁業関係法規）	1
2 釣りのマナー	5

第2章 釣りに関する制限など

1 禁止または制限の内容	6
(1) 禁止漁法	6
(2) 漁法の制限	7
(3) 漁具の制限	8
2 主な罰則の内容	15
3 ブラックバス等の取扱い	16
4 Q & A	19

第3章 漁協・遊漁規則一覧

1 漁業協同組合一覧	22
2 漁業権対象魚種一覧	26
3 漁業協同組合遊漁規則一覧	29
(1) 遊漁についての制限	29
ア 漁具漁法	29

イ 遊漁の期間	36
ウ 禁止区域	42
エ 全長制限	52
(2) 遊漁料の額及び納付場所	55
ア 遊漁料の額	55
イ 納付場所	60
(3) 遊漁承認証に関する事項	60
(4) 遊漁に際し守るべき事項	60
(5) 漁場監視員に関する事項	61
(6) 違反者に対する措置に関する事項	61
(7) 河川特設釣場に関する事項	61

第4章 カワウの被害防止に関する取り組み

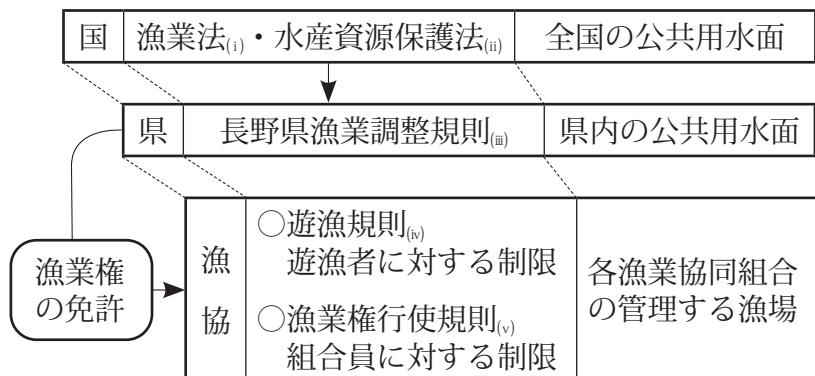
カワウ記録用紙	64
※ 漁業権漁場概要図	69

第1章 釣りのルールとマナー

1 釣りのルール（漁業関係法規）

河川湖沼などで魚を捕る際は、なりわい業として行う漁業の場合だけでなく、レジャーとして行う釣りなどの遊漁の場合も、漁業法、水産資源保護法及び長野県漁業調整規則などの決まりを守らなければなりません。

○ 漁業に関する法規体系と適用範囲



漁業関係法規の制限や禁止事項は、県内の河川湖沼など「公共の用に供する水面」と「公共の用に供しない水面」であって公共の用に供する水面と連接して一体をなす水面に適用されます。漁業協同組合（以下「漁協」という。）が管理していない河川湖沼であっても適用されますが、養魚場の池や水路、河川と連接していない農業用ため池などの私有水面には適用されません。

河川湖沼（＝内水面）漁場の利用には、以下のようない特徴があります。

- ① 海に比べ専業漁業者が著しく少なく、漁業を営まない「水産動植物の採捕者」が多くいる。
- ② 海に比べ漁場が狭く採捕^(vi)が容易なため、資源が枯渇する恐れが大きく、放流等の増殖をしなければ成り立たない。
- ③ 河川湖沼は公共的性格が強く、漁協組合員の他に多くの人が利用している。

○ 用語の説明

(i) 漁業法

漁場利用の関係を規定した漁業に関する基本法で、漁業権^(vii)(7)の免許、漁業調整等に関する事項が定められており、河川湖沼での漁業や遊漁についても規定されています。

(ii) 水産資源保護法

水産資源保護法（以下「保護法」という。）は、水産資源の保護培養を目的としたもので、水産動植物に有害な物の遺棄や水質汚濁に関する制限や禁止事項などが定められています。

(iii) 長野県漁業調整規則

漁業法第119条では漁業や遊漁の調整のために、また、保護法第4条では水産資源の保護のために、知事は規則を定めることができると規定されています。

これらの規定を受け、農林水産大臣の認可のもとに長野県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）が定められています。

この規則には、採捕の制限や禁止に関する事項が規定されています。

(iv) 遊漁規則

各漁協では、漁業法第170条の規定により、漁業と遊漁の

調整及び資源保護のために遊漁規則を設けています。

遊漁規則には、遊漁に当たっての制限の範囲や遊漁料^(vii)、遊漁に際し守るべき事項などが規定されており、遊漁者は遊漁規則を守って魚を捕らなければなりません。

なお、規則の制定・変更にあたっては、知事は遊漁の不当な制限を防ぎ、漁場利用の公平性を図るため、内水面漁場管理委員会^(ix)の意見を聴いた上で認可しなければなりません。

(v) 漁業権行使規則

漁業者（漁協組合員）が守らなければならない規則で、遊漁規則と同様に知事の認可を受けなければなりません。

行使規則でも遊漁規則と同様の制限等が規定されており、漁業者が違反した場合は過怠金を科せられることがあります。

(vi) 採捕

漁業関係法規における「採捕」とは、自然の状態にある水産動植物を採取捕獲する『行為』をいい、その水産動植物を自分の支配下に置くこと、又は所持していることを必要としません。

したがって、1尾も魚が釣れなくても、「釣る」あるいは「釣ろうとする」行為そのものが「採捕」にあたります。

(vii) 漁業権

漁業権とは、特定の水面において排他的に漁業を営む権利で、知事が免許しています。

漁業権は、漁業を営む権利であり、川や湖を支配、占有する権利ではありません。

なお、河川湖沼には第5種共同漁業権^(x)が設定されています。

(viii) 遊漁料

漁協が管理する漁場で、釣り（遊漁）をするときは、遊漁料

を支払って遊漁承認証（遊漁券）を入手しなければなりません。遊漁料とは、漁協が漁業権の免許に伴い義務として行っている増殖や漁場の管理に関する費用の一部を、組合員と同様に一般の遊漁者にも負担してもらうものです。

なお、遊漁料と遊漁承認証については、各漁協の遊漁規則に定められています。

(ix) 内水面漁場管理委員会

水産動植物の繁殖保護や漁場の使用に関する紛争防止など、漁業調整のための機関として長野県内水面漁場管理委員会が設置されています（漁業法第171条）。

委員会は、漁業者代表、採捕者代表及び学識経験者で構成され、漁業権の免許や遊漁規則等について、知事の諮問に対する答申、地域的な漁業調整などの権限・機能を有しています。

(x) 第5種共同漁業権

内水面において営む漁業の権利で、藻類や貝類などを対象とした第1種共同漁業権に該当しないものをいいます。

第5種共同漁業権については、水産業協同組合法に基づいて組織された漁協（又は漁業協同組合連合会）でなければ免許を受けることができません。

また、内水面漁場の特徴から、海の漁業権とは以下のようない点が異なっています。

- ① 免許を受けた漁協は、漁業権対象の魚種ごとに、稚魚の放流や産卵場造成などの方法で資源を増殖することが義務づけられている。
- ② 第5種共同漁業権の漁場では基本的に遊漁者を排除できない。また、採捕の制限が必要なときは、漁協は遊漁規則

を定めなければならない。

2 釣りのマナー

- ① 自動車を駐車するときは、地元の人の生活や仕事に迷惑をかけないような場所を選び、他人の土地や畠などには立入らないようにしましょう。
- ② 釣り場の環境を大切にするため、ゴミや煙草の吸い殻は持ち帰りましょう。
- ③ 放置された仕掛けで、野鳥が傷つき、川に遊びに来た子どもがケガをすることもあります。
使用した仕掛けは、持ち帰り処分しましょう。
- ④ 設置されている漁具等に手を触れたり、漁業作業場に入らないようにしましょう。
- ⑤ 他の人に迷惑をかけないために、釣り場では適当な間隔を置いて割り込まないようにし、狭い場所では譲り合って釣りましょう。
- ⑥ 釣りをするときは、遊漁券（遊漁承認証）を購入し、釣り場では見えやすいところに付けましょう。

第2章 釣りに関する制限など

1 禁止または制限の内容

漁具・漁法の禁止と制限

(1) 禁止漁法

- 保護法第5条、第6条によるもの 【罰則－C類】

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 爆発物を使用する漁法 | ② 有毒物を使用する漁法 |
|--------------|--------------|

- 調整規則第23条によるもの

【罰則－A類】

- | |
|-----------------|
| ① 水中に電流を通じてする漁法 |
|-----------------|

- | |
|--------------------------------|
| ② 鵜縄 <small>う</small> を用いてする漁法 |
|--------------------------------|

- | |
|--------|
| ③ 鵜飼漁法 |
|--------|

- | |
|---------|
| ④ 石こじ漁法 |
|---------|

- | |
|--|
| ⑤ 壇漬漁法 <small>びんづけ</small> （壇伏漁法 <small>びんぶせ</small> を含む。） |
|--|

- | |
|--------------------------|
| ⑥ 川干漁法 <small>ぼし</small> |
|--------------------------|

- | |
|----------------------|
| ⑦ 石うち漁法（はんまうち漁法を含む。） |
|----------------------|

- | |
|------------|
| ⑧ 潜水してする漁法 |
|------------|

- | |
|-----------------------|
| ⑨ 水中銃（もりを含む。）を用いてする漁法 |
|-----------------------|

- | |
|------------------|
| ⑩ 刺網を2枚以上重ねてする漁法 |
|------------------|

(2) 漁法の制限

○ 調整規則第3条による制限

【罰則－A類】

次に掲げる漁法によって水産動物を採捕しようとするときは、知事の許可が必要です。ただし、遊漁規則や行使規則に規定がある場合にはこの限りではありません。

① 魚堰漁法
② 瀬付漁法
③ 箱伏漁法（ろうやを用いるものを含む。）
④ やす漁法
⑤ 刺網漁法
⑥ ごろびき漁法
⑦ 四手網漁法（間口3m以上の四手網を用いるものに限る。）
⑧ 潬柴漁法
⑨ 篓漁法（網籠を用いるものを含む。）
⑩ 大型やな漁法（次の⑪に掲げる小型やな漁法以外のやな漁法をいう。）
⑪ 小型やな漁法（間口3m以下、占有水面積1,653m ² 以内、工作物のそでは、牛枠を使用しないやな（す落し及び押やなを含む。）を用いる漁法）
⑫ 石塚漁法
⑬ す建漁法
⑭ セキ四手網漁法
⑮ 地びき網漁法

(3) 漁具の制限

○ 調整規則第24条によるもの

【罰則－A類】

網漁具については、網目の大きさに制限があります。

水産動物を採捕する場合は、それぞれ次の表に掲げる範囲でなければなりません。

漁 具	範 囲
網漁具(わかさぎ採捕用網漁具、 はぜ類採捕用四手網及び三日月 網を除く。)	網目こま 12mm (13 節) 以上。 ただし、諏訪湖においては網 目こま 13mm (12 節) 以上。
わかさぎ採捕用網漁具	網目こま 5.5mm (28 節) 以上。
はぜ類採捕用四手網 三日月網	網目こま 3mm (51 節) 以上。
しじみ採捕用網漁具	目合 9mm 以上。

○ 遊漁規則、行使規則による漁具・漁法の制限

【罰則－B類】

遊漁者や漁業者（漁協組合員）ができる漁具・漁法について規定されています。

禁止期間

- 調整規則第21条第1項によるもの 【罰則－A類】
水産動物によっては産卵期等を中心に採捕してはならない
期間（禁止期間）が定められています。

水産動物	禁止期間
あゆ	1月1日～5月31日
いわな (全長15cmを超えるものに限る。)	
やまめ (全長15cmを超えるものに限る。)	10月1日～翌年2月15日
あまご (地方名称あめのうお、たなびら) (全長15cmを超えるものに限る。)	
木崎ます (全長15cmを超えるものに限る。)	9月15日～翌年3月31日
さけ <small>さく</small> 溯河性ます	1月1日～12月31日(周年)
かじか	3月1日～5月15日

※ 全長：頭の先から尾びれの先端までの長さ

- 遊漁規則、行使規則によるもの 【罰則－B類】
禁止期間を調整規則に規定されている期間よりも厳しく
(長く)設定している場合があります。

全長等の制限

- 調整規則第22条第1項及び第2項によるもの

【罰則－A類】

資源保獲のため、水産動物によっては採捕してはならない大きさが定められています。もし、捕れてしまった場合には元の場所へ放してください。

また、かじか、さけ及びさくらますが産卵した卵を捕ることも禁止されています。

水産動物	採捕してはならない大きさ
いわな、やまめ、あまご（地方名称あめのうお、たなびら）、木崎ます、にじます	全長 15cm 以下
こい	全長 18cm 以下 (下伊那郡天竜村平岡の平岡発電所平岡ダムから下流の天竜川：全長 20cm 以下)
ふな、うぐい、ひがい	全長 10cm 以下
おかわ	全長 8cm 以下
うなぎ	全長 30cm 以下
たんがい	殻長 15cm 以下

- 遊漁規則、行使規則によるもの

【罰則－B類】

調整規則の規定より厳しく設定（調整規則に規定されている大きさよりも大きい魚の採捕を禁止）している場合があります。

禁止区域

○ 調整規則第25条によるもの

【罰則－A類】

次の表の区域内では水産動植物の採捕が禁止されています。

河川名	禁 止 区 域
(1) 千曲川	飯山市大字照岡 信濃川発電所西大滝ダム 上流 180m～下流 365m
(2) 千曲川	東御市羽毛山 塩川発電所堰堤 上流 90m～下流 90m
(3) 千曲川	小諸市大字山浦字下平 島川原発電所西浦ダム 上流 110m～下流 300m
(4) 千曲川	南佐久郡佐久穂町大字高野町 臼田発電所堰堤 上流 110m～下流 110m
(5) 千曲川	南佐久郡小海町大字豊里 穂積発電所堰堤 堤～上流 110m
(6) 鳥居川	上水内郡信濃町大字柏原 鳥居川第1発電所堰堤 上流 90m～下流 90m
(7) 鳥居川	上水内郡信濃町大字柏原 鳥居川第2発電所堰堤 上流 90m～下流 90m
(8) 鳥居川	上水内郡信濃町大字柏原 鳥居川第3発電所堰堤 上流 90m～下流 90m
(9) 犀川	長野市信州新町水内 水内発電所水内ダム 上流 180m～下流 365m
(10) 犀川	安曇野市豊科光 犀川発電所堰堤 上流 110m～下流 110m
(11) 犀川	松本市安曇 梓川頭首工 上流 150m～下流 150m
(12) 犀川	松本市安曇 霞沢発電所堰堤 上流 110m～下流 110m

河川名	禁 止 区 域
(13) 農具川	大町市平 トチス橋～木崎湖への流入点から上流 250m の地点
(14) 稲尾沢川	大町市平 境橋 上流 200m～下流 2,100 m
(15) 奈良井川	松本市大字島立 長野県南安曇郡勘左衛門堰堤土地改良区用水取水堰堤 上流 110m～下流 110m
(16) 姫川	北安曇郡小谷村大字北小谷 大網発電所堰堤 上流 365m～下流 455m
(17) 姫川	北安曇郡白馬村大字北城 姫川第2発電所姫川第2ダム 上流 90m～下流 90m
(18) 天竜川	下伊那郡天龍村平岡 平岡発電所平岡ダム 上流 330m～放水路下流 130m
(19) 天竜川	下伊那郡泰阜村 泰阜発電所泰阜ダム 上流 300m～下流 670m
(20) 天竜川	駒ヶ根市中沢 南向発電所堰堤 上流 55m～下流 275m
(21) 天竜川	駒ヶ根市東伊那 大久保発電所堰堤 上流 55m～下流 275m
(22) 天竜川	上伊那郡辰野町大字平出 農業用水取水堰堤 上流 55m～下流 180m
(23) 三峰川	伊那市長谷黒河内 長野県三峰川砂防堰堤 上流 110m～下流 110m
(24) 三峰川	伊那市長谷非持 美和ダム 上流 100m～下流 100m
(25) 三峰川	伊那市高遠町勝間 高遠ダム 上流 100m～下流 100m
(26) 横川川	上伊那郡辰野町大字横川 横川ダム 上流 200m～下流 300m

河川名	禁 止 区 域	
(27) 木曾川	木曾郡大桑村大字須原 大桑発電所堰堤	上流 110m～下流 110m
(28) 木曾川	木曾郡上松町大字荻原 桃山発電所堰堤	上流 110m～下流 110m
(29) 木曾川	木曾郡木曾町福島 寝覚発電所堰堤	上流 110m～下流 110m
(30) 木曾川	木曾郡木曾町日義 新開発電所堰堤	上流 110m～下流 110m
(31) 王滝川	木曾郡木曾町三岳 常盤発電所常盤ダム	上流 90m～下流 275m

○ 調整規則第 20 条によるもの 【罰則－A類】

わかさぎの資源保護のため、以下の区域が保護法に基づく保護水面に指定され、禁止期間中全ての水産動植物の採捕が禁止されています。

- ・保護水面の区域：下記の位置に保護水面の管理者が建設した①と②の標柱を結ぶ線から下流の上川の区域及び③と④の標柱を結ぶ線以南の諏訪湖の区域

【保護水面の管理者が建設した標柱の位置】

- ① 諏訪市大字上諏訪字杉菜池 1978 番地先の上川の左岸
- ② 諏訪市大字上諏訪字小和田 2188 番地先の上川の右岸
- ③ 諏訪市大字上諏訪字渋崎 1792 番
- ④ 諏訪市大字上諏訪字南衣之渡 1201 番地先の諏訪湖の護岸堤の基部

- ・禁止期間：1月1日～4月30日

- 遊漁規則、行使規則によるもの 【罰則－B類】
調整規則に規定されている禁止区域の他にも、漁協が独自に禁止区域を設定している場合があります。
また、「投網禁止区域」のように漁法を制限した区域もあります。

溯（さく）河魚類の通路を遮断して行う採捕の制限

- 調整規則第 26 条によるもの 【罰則－A類】
溯河魚類（さけ、ます、あゆ等）の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、その通路の幅の 5 分の 1 以上を開通しなければなりません。この規定は、産卵を行う親魚や稚魚が移動するための通路を確保し、資源を保護しようというものです。

試験研究等の適用除外の手続き（調整規則第 28 条）

試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）の目的で水産動植物を採捕する場合に限り、知事の許可を受ければ、調整規則に規定されている漁具漁法の制限、禁止漁法、保護水面における採捕の禁止、禁止期間、全長等の制限、禁止区域、溯（さく）河魚類の通路を遮断して行う採捕の制限は適用されません。

この場合、知事が交付した「特別採捕許可証」を携帯しなければなりません。（なお、交付された許可証の記載事項を変更しようとする場合にも知事の許可が必要です。）

また、試験研究等の終了後、その結果を遅滞なく知事に報告しなければなりません。

2 主な罰則の内容

水産動植物の採捕の制限または禁止事項に違反した場合、次のような罰則が適用されます。

これらの制限または禁止事項は、漁業法第3条及び第4条に規定される水面（公共の用に供する水面など）に適用されます。

区分	罰則の内容（根拠法令）
A 類	調整規則違反 6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれを併科。 (調整規則第33条)
B 類	漁業権又は組合員行使権の侵害 100万円以下の罰金。ただし、告訴がなければ公訴を提起することができない。 (漁業法第195条)
C 類	保護法違反 3年以下の懲役又は200万円以下の罰金。 (保護法第41条)
D 類	知事が委員会指示に従うことを命じた場合で、その命令に従わなかったとき 1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料 (漁業法第191条)

※ 漁協が違反者に対して罰則を科すことはできません。

3 ブラックバス等の取扱い

ブラックバス等（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）は、強い魚食性と繁殖力を持つことから、うぐいやあゆ、わかさぎやこい、ふな、えび等の水産資源に影響を与えるばかりでなく、生物多様性保全という観点からも在来生物に悪影響を及ぼしています。

平成17年6月から外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）が施行され、ブラックバス等は生態系や水産業に被害を与えることから、「特定外来生物」に指定されており、飼育、保管、運搬、販売、譲渡、野外に放つことなどが原則として禁止されています。

さらに、特定外来生物は、地域の特性に応じて完全排除又は低密度化を図ることが目標とされていることに鑑み、内水面漁場管理委員会指示で、次のようにブラックバス等の再放流を禁止しています（委員会指示に従わない場合の罰則は漁業法で定められています（D類））。

○ 長野県内水面漁場管理委員会指示第8号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成20年3月21日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖野 外輝夫

平成20年6月1日以降（野尻湖、木崎湖にあっては平成20年12月1日以降）、オオクチバス、コクチバス又はブルーギルを採捕した者は、採捕した河川、湖沼又はその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、試験研究による再放流で、かつ、長野県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合、又は漁業権者からの解除申請があり逸出防止策が講じられていると委員会が認めた場合は、この限りでない。

委員会指示は、漁業法に基づいていますので、県内の湖沼（諏訪湖、青木湖、木崎湖、松原湖等）、河川（千曲川、犀川、木曽川、天竜川等）など誰でも釣りができるように開放されている公共用水面に適用されますが、農業用ため池等の私有水面には適用されません。

また、委員会指示第8号は、釣ったブラックバス等を「再び放すことを禁止」するものであり、ブラックバス等を釣ることや

釣った魚をその場で締めて持ち帰ることを禁止するものではありません。

ただし、前述のとおり、ブラックバス等の生きたままの運搬、飼育、放流等は外来生物法で禁じられています。釣り上げた方は、水の入っていない容器（クーラーボックス等）に入れるか、その場で締めるかした後に、持ち帰って食べていただくか、一般廃棄物として取り扱ってください。

なお、野尻湖では、従来からオオクチバス、コクチバス釣りが、観光資源として活用されていたことから、野尻湖漁協から再放流禁止指示の解除申請があり、これらの魚の下流への逸出防止策が講じられていると委員会が認めたため、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、委員会指示第8号（ブルーギルを除く）が解除されています。

4 Q & A

Q1 魚を釣ろうとしたが、1尾も釣れなかった。それでも遊漁料を支払わなければいけないか。

A1 漁業関係法規でいう「採捕」とは、自然の状態にある水産動植物を採取捕獲する行為をいい、その結果として現実にその水産動植物を自分の支配下に置くこと、又は所持していることを必要としません。ですから1尾も魚が釣れなくても、自然の魚を自分のものにしようとする行為をしたのですから、遊漁料を支払わなければいけません。

Q2 採捕禁止区域で釣りをしているが、全く魚を捕っていない場合、これは規則違反となるかどうか。

A2 「採捕」という行為の考え方はA1に示したとおりですので、採捕行為自体が禁止されていると解釈され、規則違反となります。なお、禁止区域は調整規則で規定されているものと、遊漁規則、行使規則で規定されているものがあり、それぞれ罰則が違います。

Q3 遊漁規則でいわな釣りの解禁が3月1日からとなっている漁協の管理漁場で、2月1日にいわなの採捕をしていた人の規則違反は何にあたるのか。また、2月20日にいわなの採捕をしていた人についてはどうなるのか。

A3 まず、調整規則でいわなの採捕禁止期間が「10月1日から翌年2月15日まで」となっていますので、「2月1日

の採捕行為」は調整規則違反になり罰則－A類が適用されます。

また、「2月20日」の場合は、調整規則には違反していませんが、遊漁規則に違反しています。この場合、罰則規定はB類が適用になり、漁業権者＝漁協が告訴して初めて違反が問われることになります。

なお、調整規則と遊漁規則との罰則に関するこのような適用は、禁止期間だけでなく、その他の制限・禁止事項についても同様です。

Q4 いわな、あまごの採捕禁止期間中に、禁止期間のない「うぐい」を釣っていると主張している釣り人は、規則違反となるかどうか。

A4 「採捕」とは水産動植物を捕ろうとする行為をいいます。この場合、その漁場がいわな、あまごの漁場となっており、うぐいを釣っていると釣り人が主張する方法がいわな、あまごを混獲すると客観的に判断される（例えば生き餌を使ったミヤク釣り）なら、規則違反となります。

Q5 オオクチバスが漁業権の対象魚種になっていない漁協の管理する漁場で、オオクチバスを釣る場合に遊漁料を支払わなければいけないか。

A5 内水面の漁業権（第5種共同漁業権）は、対象となる水産動植物の種類を定めた漁業権で、免許を受ける者（＝漁協）が当該水産動植物を増殖する場合でなければ知事は免許してはならないことが漁業法で定められています。

したがって、遊漁料は漁業権の対象となっている魚種を採捕する場合に支払う必要があります。

ただし、漁業権の対象以外の魚種（オオクチバス）を釣るという名目で、遊漁料を支払わないで釣りをすることを全面的に認めてしまうと、漁業権の対象魚種（在来ますやにじます等）を混獲するという漁業権の侵害を防ぐことができません。

そこで、釣りをする水域や漁法等から漁業権対象の魚種を混獲すると客観的に判断される場合には、遊漁料を支払っていただく必要があります。

※ 漁業権とは特定の水面において排他的に漁業を営む権利であることから、漁協組合員は増殖や漁場の管理にかかる費用を行使料や賦課金という形で負担しています。組合員以外の者（＝遊漁者）が採捕を行う場合には、組合員と同様に増殖などの費用の一部を負担してもらうため、遊漁料が設定されています。

第3章 漁協・遊漁規則一覧

1 漁業協同組合一覧

漁協名	所 在 地	電 話	管 理 漁 場 (水系) *
南佐久南部	南佐久郡小海町 大字豊里756-11	0267-92-2167	千曲川（南佐久郡佐久穂町の旧八千穂村から上流の本支流）
松 原 湖	南佐久郡小海町 大字豊里4253-1	0267-93-2201	松原湖（猪名湖）・長湖
佐 久 久	佐久市跡部17-1	0267-62-0764	千曲川（小諸市から南佐久郡佐久穂町の旧佐久町までの本支流）
上 小	上田市常田1-2-16	0268-22-0813	千曲川（上田市から東御市までの本支流）
更 塙	千曲市 上山田温泉2-11-3	026-275-1536	千曲川（長野市松代町から埴科郡饭坂町までの本支流）
千 曲 川	須坂市 大字杓山145-1	026-245-2136	千曲川（上高井郡小布施町から長野市松代町の本支流） 篠井川・浅川〈北信漁協と共同管理〉
野 尻 湖	上水内郡信濃町 大字野尻269-5	026-258-3515	野尻湖・古海川
北 信	上水内郡飯綱町 大字牟礼936-2	026-253-6696	千曲川（中野市から小布施町の本支流） 鳥居川・斑尾川 夜間瀬川〈千曲川合流部は高水漁協と共同管理〉 篠井川・浅川〈千曲川漁協と共同管理〉 池尻川 関川・水沢川（新潟県知事免許）

高 水	飯山市大字 静間町川1340-1	0269-62-3646	千曲川（中野市から下流の本支流） 中津川（切明発電所から下流）
志賀高原	下高井郡山ノ内町 大字平穂7148 丸池ホテル	0269-34-2721	雑魚川（切明発電所から上流）・中津川・魚野川
青 木 湖	大町市平21048	0261-23-1504	青木湖・中綱湖 農具川
木 嶠 湖	大町市平11157	0261-22-1899	木崎湖 農具川
北安中部	大町市大町2763	0261-22-7107	高瀬川・乳川（大町市の区域） 農具川
安 疊	松本市安曇20-2	0263-94-2982	梓川（松本市安曇、奈川の区域） 〈一部波田漁協と共同管理〉
波 田	松本市波田10098 (波田商工会内)	0263-92-2246	梓川（梓橋橋台以上端から上流。梓川と黒川の合流点までの島々谷川を除く本支流） 〈一部安曇漁協と共同管理〉
犀 川	安曇野市 明科中川手3842-3	0263-62-2022	犀川（東筑摩郡生坂村・長野市大岡から松本市の区域の本支流） 高瀬川・乳川（北安曇郡松川村から下流） 梓川・奈良井川・田川の各下流域（松本市の区域） 金熊川（東筑摩郡生坂村の区域）
奈 良 井 川	塩尻市大字宗賀 桔梗ヶ原71-599	0263-53-1505	奈良井川（塩尻市・松本市島立橋上、鎖川合流地点より上流） 鎖川（朝日村、松本市） 田川（塩尻市・松本市並側橋より上流）
犀 川 殖 産	長野市 信州新町新町34-8	026-262-2212	犀川（長野市の区域から大町市八坂・東筑摩郡生坂村の本支流） 金熊川（大町市八坂から上流）

漁協名	所 在 地	電 話	管 理 漁 場 (水系) *
裾花川水系	長野市 中御所3-14-10	026-227-5438	裾花川（長野市）
姫川 上 流	北安曇郡白馬村 大字北城12875	0261-72-5955	姫川（長野県の区域の本支流） 県境の区域の本流 <糸魚川内水面漁協と共同管理>
糸 魚 川 内 水 面	新潟県糸魚川市 大字須尺2426	0255-52-7828	姫川（県境の区域の本流）<姫川上流漁協と共同管理>
木 曾 川	木曾郡 木曾町守福島4935-1	0264-22-2580	木曾川（長野県の区域の本支流） 県境の区域の本流
釜 無 川	諏訪郡 富士見町落合10777 (富士見町役場内)	0266-62-9234	釜無川
諏訪 東 部	茅野市宮川3939-4	0266-73-5060	上川・宮川（茅野市から上流の区域）(白樺湖を除く) 諏訪湖及び諏訪湖流入河川本支流。ただし、上川・宮川については諏訪市から下流の本支流。
諏 訪 湖	諏訪市渋崎1792-374	0266-52-4055	天竜川（諏訪湖を除く）
天 竜 川	伊那市狐島4445	0265-72-2445	天竜川（下伊那郡松川町・上伊那郡中川村から上伊那郡辰野町の本支流） 小渋川（小渋ダムから下流）
下 伊 那	飯田市松尾町7499	0265-23-0327	天竜川（下伊那郡松川町から下流の平岡ダムまでの本支流及び早木戸川・虫川。ただし遠山川・阿智村浪合の和知野川、小渋川の小渋ダムを除く） 県境の区域の本流 <静岡県佐久間ダム非出資漁協と共同管理>
遠 山	飯田市南信濃和田1257	0260-34-2201	遠山川

浪 合	下伊那郡 阿智村浪合1018	0265-47-2214	和知野川（下伊那郡阿智村浪合の区域）
平 谷 村	下伊那郡 平谷村354 (平谷村役場内)	0265-48-2211	平谷川（下伊那郡平谷村の区域）
根 羽 川	下伊那郡 根羽村2131-1 (根羽村役場内)	0265-49-2111	矢作川（下伊那郡根羽村の区域）
長野県漁業協同組合連合会	長野市岡田町148-5 (長野県漁連会館)	026-228-0125	—

※ 漁場の位置については概略を示したものであり、漁業権免許の記載事項を示したものではありません。
漁場の区域の詳細、特に境界については、各漁協にお問い合わせください。

漁業權對象魚種一覽

免許番号 (主な漁場)	魚種	漁協名	内共第18号 (池尻川)												新潟県 内共第16号 (関川)													
			北	信	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
内共第18号 (池尻川)	あこふうおいかぐいな	ゆ	う	じ	な	か	さ	う	ぎ	う	か	さ	ぎ	う	む	とんこはせ	にじま	やま	あま	ひめ	ま	木崎	ます	な	ひ	いえ	しなのゆきます	
新潟県 内共第16号 (関川)	北	信																										

○ : 第5種共同漁業権
□ : 第1種共同漁業権

漁業協同組合遊漁規則一覧

(1) 遊漁についての制限

ア 漁具漁法

漁業権者の名称	口頭で申請して遊漁料を支払えができる漁具漁法 漁具漁法 統数等の制限	申請書で申請して遊漁料を支払えができる漁具漁法 漁具漁法 統数等の制限
南佐久南部漁業協同組合	竿手釣釣 竿1本 1人1本	投たさで綱 も綱 (1) しなのゆきます以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統 (3) 網目こま12mm（わかさぎを対象とする場合は、5.5mm）以上
佐久漁業協同組合	竿釣 竿1本（こい及びふなを対象とする場合は、1人2本以内）	投 綱 (1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
上小漁業協同組合	竿 竿1本 (にじます、やまめ、いわな) 上記以外の場合は1人2本以内	延 綱 (1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1統10m以内 (3) 1人10統以内
更埴漁業協同組合	竿 竿1本 (1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人2本以内（あゆを対象とする場合は、1人1本）	竿 釣 (1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人2本以内（あゆを対象とする場合は、1人1本）
		置針 (1) うなぎを対象とするものに限る。 (2) 承認期間1年のものに限る。 (3) 1人3本以内

漁業権者の名称	口頭で申請して遊漁料を支払えができる漁具漁法			申請書で申請して遊漁料を支払えができる漁具漁法		
	漁具漁法	統数等の制限	漁具漁法	統数等の制限	漁具漁法	統数等の制限
千曲川漁業協同組合	竿 鈎	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人2本以内（いわな、やまめを対象とする場合は、1人1本）	竿 鈎	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人2本以内（いわな、やまめを対象とする場合は、1人1本）	竿 鈎	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人2本以内（いわな、やまめを対象とする場合は、1人1本）
北信漁業協同組合 (内共第2号)	竿 鈎	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人3本以内（あゆを対象とする場合は、1人1本）	竿 鈎	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人3本以内（あゆを対象とする場合は、1人1本）	竿 鈎	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人1本
北信漁業協同組合 (内共第18号)	竿 鈎	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人1本	竿 鈎	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人1本	竿 鈎	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人1本
北信漁業協同組合 (新潟県内共第16号)	竿 鈎	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人1本	竿 鈎	1人2本以内	竿 鈎	1人2本以内
高水漁業協同組合 (内共第2号)	竿 鈎	1人1本	竿 鈎	1人1本	竿 鈎	1人1本
高水漁業協同組合 (内共第9号)	竿 鈎	1人1本	竿 鈎	1人1本	竿 鈎	1人1本
裾花川水系漁業協同組合	竿 鈎	1人2本以内（あゆを対象とする場合は、1人1本）	竿 鈎	1人2本以内（あゆを対象とする場合は、1人1本）	竿 鈎	1人2本以内（あゆを対象とする場合は、1人1本）
たも網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統					

奈良井川漁業協同組合	竿	釣	1人2本以内 場合は、1人1本	投 網	(1) 網目こま15mm以上 (2) 1人1統
	さで網	(1) 網目こま15mm以上 (2) 1人1統	やす	1人1統	
たも網	(1) 網目こま15mm以上 (2) 1人1統				
	竿	釣	1人1本	投 網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
波田漁業協同組合	たも網	(1) 網目こま12mm以上 (桟川本流)	やす	1人1統	
	(桟川本流)	(2) 1人1統	(桟川本流)		
さで網	(1) 網目こま12mm以上 (桟川本流)				
	(2) 1人1統				
犀川漁業協同組合	竿	釣	1人2本以内	投 網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
	たも網	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統			(3) 舟からの乗りうちは禁止
安曇漁業協同組合	竿	釣	1人1本	—	—
	竿	釣	1人1本	—	—
北安中部漁業協同組合	竿	釣	1人1本	投 網	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま15mm以上 (3) 1人1統
たも網					(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま15mm以上 (3) 口径45cm以下 (4) 1人1統

漁業権者の名称	口頭で申請して遊漁料を支払えができる漁具漁法			申請書で申請して遊漁料を支払えができる漁具漁法		
	漁具漁法	統数等の制限	漁具漁法	統数等の制限	漁具漁法	統数等の制限
犀川殖産組合 漁業協同組合	竿釣	1人2本以内（あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきますを対象とする場合は、1人1本）	さで網たも四ツ手綱	(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきます以外の魚種を対象とする場合に限る。	(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきます以外の魚種を対象とする場合に限る。	(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきます以外の魚種を対象とする場合に限る。
	投網	(1) にじます、やまめ、いわな、しなのゆきます以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま12mm以上 (3) 1人1統	やす	(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきます以外の魚種を対象とする場合に限る。	(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきます以外の魚種を対象とする場合に限る。	(1) あゆ、にじます、やまめ、いわな、しなのゆきます以外の魚種を対象とする場合に限る。
	延縄		綱伏	(1) 1人1統 (2) 10m以内	(1) 1人10箇以内	(1) 1人1統
	う箱		け	(1) 10m以内 (2) 1人10箇以内		
	投網		投網	(1) 5.5mm) 以上 (2) 1人1統	(1) 5.5mm) 以上 (2) 1人1統	(1) 5.5mm) 以上 (2) 1人1統
諏訪湖漁業協同組合	竿手釣	(1) 竿釣はどうう、うなぎ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 手釣はわかさぎを対象とする場合に限る。 (3) 1人2本以内 (4) 竿釣のリールは、わかさぎ釣り、こい釣り、毛針釣り以外に使用してはならない。			(1) 5.5mm) 以上 (2) 1人1統	(1) 5.5mm) 以上 (2) 1人1統

諏訪東部漁業協同組合	(5) リールの使用に当たつては、重りを付けた投げ釣りは禁止する。 (6) ルアーフりは、禁止する。	竿 釣 1人1本	筌 う け と め 针 直 釣	(1) どじょうを対象とする場合に限る。 (2) 1人50統以内 (1) うなぎを対象とする場合に限る。 (2) 1人100統以内 (1) うなぎを対象とする場合に限る。 (2) 1人1統
		す て 针 竿 釣 1人2本以内 手 釣 徒手採捕	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人20本以内	投 網 た も 網 筌 網
天竜川漁業協同組合	竿 釣 1人2本以内	竿 釣	投 網 た も 網 筌 網	(1) わかさぎ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま12mm以上
下伊那漁業協同組合	竿 釣 1人2本以内 (あゆを対象とする場合は、1人1本)	竿 釣	さ で 網 た も 網 投 網 延 網	(1) わかさぎ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 網目こま3mm以上 (1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統 (1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統
遠山漁業協同組合	竿 釣 1人1本	—	—	—

漁業権者の名称	口頭で申請して遊漁料を支払えればできる漁具漁法		申請書で申請して遊漁料を支払えればできる漁具漁法	
	漁具漁法	統数等の制限	漁具漁法	統数等の制限
木曽川漁業協同組合	竿 鈎	1人1本 (こいを対象とする場合は、1人3本以内、採捕量5尾以内)	—	—
姫川上流漁業協同組合 (内共第8号)	竿 鈎	1人1本	—	—
姫川上流漁業協同組合 (内共第17号)	竿 鈎	1人1本	—	—
志賀高原漁業協同組合	竿 鈎	1人1本	—	—
根羽川漁業協同組合	竿 鈎	1人1本	投 繩	(1) 網目こま12mm以上 (2) 1人1統
			ガ リ	(1) あゆを対象とする場合に限る。 (2) 1人1本
			や す	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人1統
			捨 針	(1) あゆ以外の魚種を対象とする場合に限る。 (2) 1人5統以内
松原湖漁業協同組合	手 鈎 竿	(1) 1人2本以内 (2) 動力付きボートによる遊漁は 禁止	—	—

野尻湖漁業協同組合	手竿	釣針	(1) 承認期間1日のものに限る。 (2) 1人2本以内	手竿	釣針	(1) 承認期間1年のものに限る。 (2) 1人2本以内
青木湖漁業協同組合	手竿	釣針	1人2本以内	—	—	—
木崎湖漁業協同組合	手竿	釣針	1人2本以内	—	—	—
浪合漁業協同組合	手竿	釣針	1人1本	—	—	—
平谷村漁業協同組合	手竿	釣針	1人1本	—	—	—
	捨竿	針	1人50本以内	—	—	—
釜無川漁業協同組合	手竿	釣針	1人1本以内	—	—	—
糸魚川内水面組合	手竿	釣針	竿の長さ11m以内	—	—	—

イ 逍遙漁の期間

漁業権者の名称	対象魚種	あ ゆ	ま す	類	か じ か	その他の魚種
南佐久南部漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、投網について、別に組合が公表する区域期間。	にじます 周年。ただし、10月11日から翌年2月15日までは、小海町大字豊里穂積発電所堰堤から小海町大字千代里宮下頭首工までの千曲川本流。また、投網については、別に組合が公表する区域期間。 いわな、やまめ 2月16日から9月30日まで。ただし、投網については別に組合が公表する区域期間。	5月16日から12月31日まで(南佐久郡佐久穂町下烟橋上流の高野町用水堰堤より上流、南佐久郡南牧村の千曲川本流、南佐久郡小海町及志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。)	5月16日から12月31日まで(南佐久郡佐久穂町下烟橋上流の高野町用水堰堤より上流、南佐久郡南牧村の千曲川本流、南佐久郡小海町及志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。)	うぐい・うなぎ・わかさぎ・こい・ふな 周年(南佐久郡佐久穂町下烟橋上流、南佐久郡南牧村の千曲川本流、南佐久郡小海町及志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。)	うぐい・うなぎ・わかさぎ・こい・ふな 周年(南佐久郡佐久穂町下烟橋上流、南佐久郡南牧村の千曲川本流、南佐久郡小海町及志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。)
佐久漁業協同組合	公表(解除)の日から12月31日までの間。ただし、友釣り以外の漁法については、組合が別に定めた区域期間。	にじます 10月第2土曜日から翌年2月30日まで。ただし、投網については、組合が別に定めた区域期間。 いわな、やまめ 2月16日から9月30日まで。ただし、投網については、組合が別に定めた区域期間。	5月16日から12月31日まで。ただし、投網については、組合が別に定めた区域期間。	5月16日から12月31日まで。ただし、投網については、組合が別に定めた区域期間。	周年。ただし、投網、毛ばり釣について、組合が別に定めた区域期間。	周年。ただし、投網、毛ばり釣について、組合が別に定めた区域期間。

上 小 漁 業 協 同 組 合 (内 共 第 1 号)	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間。	2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年。ただし、引虫釣（毛ぼり釣）は、4月1日からあゆの解禁日まで禁じ。
更 増 漁 業 協 同 組 合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間。ただし、友釣り以外の漁法は別に組合が定めて公表する日から12月31日まで。	にじます 周年。ただし、千曲市万葉齋から千曲市大正橋の間は、10月1日から翌年2月15日までの期間においてはその場で再放流しなければならない（キャッチアンドリリース区間）。いわな、やまめ 2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年
千曲川漁業協同組合		にじます 周年。ただし、10月1日から翌年2月15日までは、犀川、千曲川本流のみ。 いわな、やまめ 2月16日から9月30日まで。	5月 16 日から 2 月末日まで。	周年
北 信 漁 業 協 同 組 合 (内 共 第 2 号)	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間。ただし、友釣り以外の漁法は別に公表する日から12月31日まで。	にじます、いわな、やまめ 3月第3日曜日（浅川にあっては2月16日）から9月30日まで。 ただし、下記の区間ではにじますに限り3月第3日曜日の前々日まで。 ① 長野市豊野町大倉入り橋から下流の鳥居川。 ② 山ノ内町夜間瀬橋下部堰堤から下流の夜間瀬川。 ③ 横陽川の天川橋上流の堰堤から星川橋。	5月16日から2月末日まで。	周年
北 信 漁 業 協 同 組 合 (内 共 第 18 号)		3月第3日曜日から9月30日まで。	周年	周年
北 信 漁 業 協 同 組 合 (新潟県内共第16号)		関川・冰沢川は3月1日から9月30日まで。	周年	周年

漁業権者の名称	対象魚種 あ ゆ	ま す 項 類	か じ か	その他の魚種
高水漁業協同組合 (内共第2号)	3月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年	年
高水漁業協同組合 (内共第9号)	3月16日から9月30日まで。			
裾花川水系漁業協同組合	6月1日以降で組合が定めて公表する日時から9月30日まで。 ただし、友釣り以外の漁法は組合が別に公表した日時から9月30日まで。	にじます 周年。ただし、10月1日から翌年3月第2日曜日の前日までは、長野市中御所長安橋から長野市戸隠参宮橋までの裾花川本流のみとする。 いわな、やまとめ 3月第2日曜日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	周年。ただし、戸隠参宮橋より上流については、3月第2日曜日から9月30日まで。
奈良井川漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間。ただし、友釣り以外の漁法は組合が公表する日から9月30日まで。	3月1日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	周年
波田漁業協同組合		2月16日から9月30日まで。 ただし、梓川の当沢合流点から上流黒川合流点までの本流については、3月1日から9月30日まで。	5月16日から翌年2月末日まで。 ただし、梓川の当沢合流点から上流黒川合流点までの本流については、3月16日から9月30日まで。	周年。ただし、梓川の当沢合流点からの本流については、3月11日から9月30日まで。
犀川漁業協同組合		2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年
安曇漁業協同組合		2月16日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。	2月16日から9月30日まで。
北安中部漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間。	2月16日から9月30日まで。	5月16日から2月末日まで。	周年

犀川殖産漁業協同組合	6月1日以降組合が漁具、漁法ごとに公表する日から12月31日まで。	にじます 周年。ただし、10月1日から翌年2月15日までは、犀川本流のみ。 いわな、やまめ 2月16日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。						
諏訪湖漁業協同組合		しなのゆきます 4月1日から11月30日まで。	4月1日から9月30日まで。						
諏訪東部漁業協同組合		6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣り以外の漁具漁法は別に組合が公表する日から12月31日まで。	2月16日から9月30日まで。						
天竜川漁業協同組合		6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣り以外の漁具漁法は別に組合が公示する日から12月31日まで。	2月16日から9月30日まで。						
下伊那漁業協同組合		6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣り以外の漁具漁法は別に組合が公表する日から12月31日まで。	2月16日から9月30日まで。						

漁業権者の名称	対象魚種	あ ゆ	ま す	類	か じ か	その他の魚種
遠山漁業協同組合	6月1日以降で組合が定め公表する日から12月31日まで。ただし、反釣り以外の漁具漁法は別に組合が公表する日から12月31日まで。	3月1日から9月30日まで。			5月16日から2月末日まで。	
木曽川漁業協同組合	6月1日以降で組合が定めて公示する期間。	3月1日から9月30日まで。			5月16日から2月末日まで。	周 年
姫川上流漁業協同組合 (内共第8号)		3月1日から9月30日まで。			周 年	周 年
姫川上流漁業協同組合 (内共第17号)		3月1日から9月30日まで。			周 年	周 年
志賀高原漁業協同組合		4月16日から9月30日まで。			4月1日から9月15日まで。	
根羽川漁業協同組合	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間。ただし、竿釣り以外の漁具漁法は8月14日から9月15日まで。	4月1日から9月15日まで。			4月1日から9月15日まで。	
松原湖漁業協同組合					周年。ただし、わかさぎを対象とする遊漁については、組合が別に定めた区域期間。	
野房湖漁業協同組合		ひめます 周年。ただし、遊漁の時間は日の出から日没までとし、夜間の遊漁はしてはならない。			周年。ただし、遊漁の時間は日の出から日没までとし、夜間の遊漁はしてはならない。	

青木湖漁業協同組合	ひめます、しなのゆきます 周年。ただし、日の出から日没まで。 いわな 2月16日から9月30日まで。 ただし、日の出から日没まで。	周年。ただし、日の出から日没まで。
木崎湖漁業協同組合	木崎ます 4月1日から9月14日まで。 いわな 2月16日から9月30日まで。	周年。ただし、日の出から日没まで。
浪合漁業協同組合	5月3日から8月31日まで。	
平谷村漁業協同組合	4月1日から9月30日まで。	
釜無川漁業協同組合	3月1日から9月30日まで。	5月16日から9月30日まで。
糸魚川内水面漁業協同組合	6月第4土曜日から9月30日まで。	3月1日から9月30日まで。

ウ 禁止区域

漁業権者の名称	禁 止 区 域	期 間
南佐久南部漁業協同組合	千曲川 南佐久郡小海町大字豊里の穂積発電所堰堤から上流110メートルに至る区域 大石川 南佐久郡佐久穂町の遊亀湖堰堤から上流全域 南相木川 南相木ダム下流の貯砂ダムから上流全域	周 年 周 年 周 年
佐久漁業協同組合	千曲川 南佐久郡佐久穂町大字高野町の白田発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域 千曲川 小諸市大字山浦字下平の島川原発電所西浦ダムから上流110メートル下流300メートルに至る区域	周 年 周 年
(投網禁止区域)		
拔井川	南佐久郡佐久穂町池の尾橋より上流域の本流及び支流	周 年
雨川	小海線鉄橋より上流域の本流及び支流	周 年
内山川	苦水橋より上流域の本流及び支流	周 年
香坂川	志賀川との合流点より上流域の本流及び支流	周 年
志賀川	滑岩橋より上流域の本流及び支流	周 年
湯川	御代田面替橋より上流域の本流及び支流	周 年
千曲川	千曲川野沢橋上流堰堤より下流佐久大橋まで	周 年
千曲川	東御市羽毛山の塙川発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域	周 年
千曲川	上田市下半過の六ヶ郷堰堤から下流30メートルに至る区域	周 年
千曲川	上田市小牧と下堀を結ぶ上田農水(小牧)堰堤から上流右岸30メートル左岸80メートルに至る区域	周 年
依田川	上田市武石沖の飛魚堰堤から上流30メートル下流30メートルに至る区域	周 年
鹿曲川	東御市大日向の学校裏堰堤から下流30メートルに至る区域	周 年
鹿曲川	東御市大日向の用水堰堤から下流30メートルに至る区域	周 年

	鹿曲川	東御市田之尻の東京電力堰堤から下流30メートルに至る区域	周年
	鹿曲川	東御市畦田の用水堰堤から下流30メートルに至る区域	周年
千曲川漁業協同組合 (内共第2号)	宇原川	須坂市大谷不動尊黒門より上流の宇原川本流及び支流 メートルに至る区域	周年
北信漁業協同組合 (内共第2号)	鳥居川	上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第1発電所堰堤から上流90メートル下流90 メートルに至る区域	周年
	鳥居川	上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第2発電所堰堤から上流90メートル下流90 メートルに至る区域	周年
	鳥居川	上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第3発電所堰堤から上流90メートル下流90 メートルに至る区域	周年
	鳥居川	長野市戸隠奥社入り口の組合が設置した標識から上流全域(森林植物園)及び下流 200メートルの標識までの区域	周年
	鳥居川	上水内郡飯綱町大字倉井金淵用水取水口堰堤から下流200メートルの標識までの 区域	10月1日から5月 31日まで
	鳥居川	長野市豊野町川谷の川谷橋から下流100メートルの標識までの区域	10月1日から5月 31日まで
	横湯川	下高井郡山ノ内町志賀高原の清水橋から上流の全区域	周年
北信漁業協同組合 (新潟県内共第16号)	関川	関川本流一之橋から地震滻橋の区域	周年
高水漁業協同組合 (内共第2号)	干曲川	飯山市大字照間の信濃川発電所西大滝ダムから上流180メートル及び下流365 メートルに至る区域	周年
	北野川支流	滻より上流の全区域	周年
	ムジカ沢川		周年

漁業権者の名称	禁 止 区 域	期 間
裾花川水系組合 漁業協同組合	裾花川 長野市鬼無里奥裾花ダムより上流の三枚沢流れ込みまで（三枚沢を含まない）及びダム放水口から下流30メートルの間 裾花川 長野市鬼無里大佐出沢の全域 裾花川 長野市鬼無里クルワド沢の全域 潤川 長野市鬼無里の本流及び支流	周年 周年 周年 周年
	(投網禁止区域)	
裾花川	長野市鬼無里西京堰堤より上流の本支流全域	周年
小川	長野市鬼無里の本支流全域	周年
楠川	長野市戸隠折橋より上流の本支流全域	周年
ウズクマ川	長野市戸隠の本支流全域	周年
	(投網禁止区域)	
奈良井川組合 波田漁業協同組合	奈良井川 塩尻市大字奈良井地籍の奈良井ダムのダム湖並びにその上流の本流及び支流 波田川 松本市安曇の梓川頭首工から上流150メートル下流150メートルに至る区域	周年 周年
	(梓川)中部電力梓発電所の排水路東端から梓川本流の合流点までの区域	周年
金沢	松本市梓川の金沢頭から上流300メートル下流100メートルに至る区域	周年
犀川区域	安曇野市豊科光の犀川発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周年
奈良井川	松本市大字島立荒井の長野県安曇野市勘左衛門門堰堤付近から上流110メートルに至る区域	周年
鳥川	安曇野市堀金の鳥川第1発電所上流の須砂渡防砂ダムから本沢堰堤までの区域	周年
女鳥羽川	松本市大字三才山一ノ瀬の堰堤から上流の本流及び支流	周年
薄川	松本市大字入山邊扉ダム堰堤から上流の本流及び支流	周年
小仁熊川	東筑摩郡筑北村字洞坂に設置した標識から中央自動車道長野線小仁熊橋上流端に至る区域	周年

(投網禁止区域)	
会 女 川	松本市会田山王橋から上流の本流及び支流
鳥 羽 川	松本市の田川と女鳥羽川合流地点から上流の本流及び支流
薄 川	松本市筑摩見晴橋から上流の本流及び支流
麻 繩 川	東条川との合流点から上流の本流及び支流
東 条 川	麻績川との合流点から上流の本流及び支流
安曇漁業協同組合	松本市安曇霞沢発電所堰堤下流110メートルから上流110メートルの間
梓 梓 川	松本市安曇東京電力福島第一原子力発電所堰堤下流100メートルから奈川渡ダム上流500メートルの間
梓 梓 川	松本市安曇昭和電工赤松発電所堰堤下流100メートルから上流50メートルの間
梓 梓 川	松本市安曇東京電力大正池ダム下流110メートルから上流全域
梓 梓 川	松本市奈川金原砂防堰堤の下流150メートルの間及び左岸に設置された魚道のすべての区間
梓 梓 川	松本市安曇梓川頭首工から下流150メートルの間
北 安 中 部 合 治 漁 業 協 同 組 合	大町市平の高瀬ダム敷下流端（放流吐出口）から上流アバまでの区域
高 濱 川	大町市平の七倉ダム敷下流端（放流吐出口）から上流アバまでの区域
高 濱 川	大町市平の中の沢発電所放流口を中心とした上流25メートル及び下流25メートルの区域
鹿 島 川	鹿島川支流井出の沢、鹿島川サイホンから大町市平1367.5と1367-26を結んだ橋梁の下流端までの区域及び井出の沢合流点から大町市平2028.5湧水流出点までの区域
(投網、たも網禁止区域)	
農 具 川	本流及び支流
籠 川	本流及び支流

漁業権者の名称	禁 止 区 域	期 間
犀川産業組合	犀川 長野市信州新町水内の水内発電所水内ダムから上流180メートル下流365メートルに至る区域 (キャッチアンドリリース区間※)	周 年
犀川	長野市大岡乙の大八橋橋台上流端から長野市信州新町日原東の更級橋橋台下流端までの本流	周 年
諏訪湖業組合	諏訪湖の区域 基点1 諏訪市大字上諏訪字杉菜池1978番地先の上川左岸に保護水面管理者が建設した標柱の位置 基点2 諏訪市大字上諏訪字小和田2188番地先の上川右岸に保護水面管理者が建設した標柱の位置 基点3 諏訪市大字上諏訪字渋崎1792番地に保護水面管理者が建設した標柱の位置 基点4 諏訪市大字上諏訪字南衣之渡1201番地先の諏訪湖護岸堤基部に保護水面管理者が建設した標柱の位置	1月1日から5月31日まで
上川	諏訪市四賀堰堤から茅野市江川橋までの区域の本流 (わかさぎ漁禁止区域)	周 年
諏訪東部組合	わかさぎの資源確保及び漁業調整のために必要な場合に、組合が公示する区域	公示する期間
茅野横河川	諏訪市四賀堰堤から江川橋に至る区域の本流	周 年
諏訪川	諏訪市四賀場口橋より上流とその支流	周 年
上川	※子どもも釣り専用区域：中学生以下の者が遊魚をする場合を除き、遊漁をしてはならない区域 上川本流左岸諏訪東部漁業協同組合事務所を基点として下流80mの地点から下流60mまでの区域	周 年
天竜川組合	駒ヶ根市中沢の南向発電所堰堤から上流55メートル下流275メートルに至る区	周 年

天 竜 川	駒ヶ根市東伊那の大久保発電所堰堤から上流55メートル下流275メートルに至る区域	周年
天 竜 川	上伊那郡辰野町大字平出の農業用水取水堰から上流55メートル下流180メートルに至る区域	周年
天 竜 川	伊那市長谷黒河内の長野県三峰川砂防堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周年
三 峰 川	伊那市長谷非持の美和ダムから上流100メートル下流100メートルに至る区域	周年
三 峰 川	伊那市高遠町勝間の高遠ダムから上流100メートル下流100メートルに至る区域	周年
三 峰 川	上伊那郡辰野町大字横川の横川ダムから上流200メートル下流300メートルに至る区域	周年
横 川	山室川支流 上伊那郡長谷村の駒形沢と鹿鳴沢全域	周年
大 倉 川	駒ヶ根市の大曾倉川支流の竹の沢全域	周年
片 桐 松 川	下伊那郡松川町上片桐及び大島の片桐ダムから上流450メートル下流350メートルに至る区域	周年
天 竜 川	下伊那郡天龍村平岡の平岡発電所平岡ダムから上流330メートルに至る区域	周年
天 竜 川	下伊那郡泰阜村の泰阜発電所泰阜ダムから上流300メートル下流670メートルに至る区域	周年
松 川	飯田市上飯田の松川ダムから上流200メートル下流150メートルに至る区域	周年
早 木 戸 川	下伊那郡天龍村神原の早木戸川発電所取水堰から上流100メートル下流100メートルに至る区域	周年
湯 洞 沢 支 流	下伊那郡阿智村智里京平(ヘブンズ園原)遊歩道脇の第1沈殿池上流端より、下流湯洞沢本流との合流点に至る区域	周年
谷 沢	飯田市千代の山中橋橋台下流端より上流の区域	周年
片 桐 松 川	下伊那郡松川町上片桐及び大島の片桐ダムから上流450メートル下流350メートルに至る区域	周年
伊 藤 沢 川	飯田市上村伊藤沢川砂防ダムの下流端から上流全域	周年
遠 山 川	飯田市上村1329番地先より上流の支流加賀良沢水系の全域	周年
遠山漁業協同組合		

漁業権者の名称	禁 止 区 域	期 間
木曽川漁業協同組合	木曾郡大桑村大字須原の大桑発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域 木曾郡上松町大字桃原の桃山発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周年
木曽川	木曾郡木曽町福島中組の復覚発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周年
木曽川	木曾郡木曽町日義の新開発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周年
木曽川	木曾郡木曽町三岳の常盤発電所常盤ダムから上流90メートル下流275メートルに至る区域	周年
王滝川	木曾郡木曽町三岳牧尾ダム堰堤から上流550メートルに至る区域	周年
王滝川	木曾郡王滝村滝越ダム堰堤から上流90メートル下流100メートルに至る区域	周年
王滝川	木曾郡王滝村三浦ダム堰堤右岸上流500メートル地点と同左岸上流200メートル地点とを結ぶ線から下流のたん水域	周年
王滝川	木曾郡王滝村水無尻水位測点5号から上流の三浦ダムたん水域	周年
味噌川	木曾郡木祖村小木曾の味噌川ダム上流の貯砂ダムから下流65メートルの地点から上流の味噌川本支流全域	周年
味噌川	木曾郡木祖村小木曾の味噌川ダム堰堤から上流600メートル下流550メートルに至る区域	周年
水沢川	木曾郡木祖村小木曾の淮川合流点から上流の水木沢全域	周年
黒川	木曾郡木曾町福島黒川渡ダム堰堤から下流木曾川合流点に至る区域	周年
小川	木曾郡上松町赤沢黒沢合流点から上流の赤沢本支流全域	周年
柳野沢川	木曾郡南木曾町読書の木曾川合流点から上流の柳野沢全域	周年
坪川	木曾郡南木曾町田立の滝上(天河滝より上)の坪川全域 (かじか漁禁止区域)	周年
末川	木曾郡木曾町開田高原末川の大屋橋から上流小野原橋上の堰堤に至る区域	周年

(子ども釣り専用区域※)

木曽川	(木曽郡木祖村)	川の駅エリア内の0.26km	周年
八沢川	(木曽郡木曽町福島)	木曽川合流点を起点とし上流駒込橋までの0.7km	周年
上田沢川	(木曽郡大桑村)	木曽川合流点を起点とし村道長野線と交差する地点までの0.95km	周年
サヨリ沢川	(木曽郡大桑村)	大桑村長野地区1656-14番地下を起点とし村道長野線沿いに上がり1458-2番地横まで約1.0km	周年
※子ども釣り専用区域：中学生以下の者が遊魚をする場合を除き、遊魚をしてはならない区域			
姫川	上流	北安曇郡小谷村大字北小谷の大綱発電所堰堤から上流365メートル下流455メートルに至る区域	周年
姫川	協同組合(内共第8号)	北安曇郡小谷村大字中土大海川明才堰頭首工より上流区域本支流全域	周年
姫川	上流	北安曇郡白馬村大字北城の姫川第2発電所姫川第2ダムから上流90メートル下流90メートルに至る区域	周年
姫川	協同組合(内共第17号)	北安曇郡白馬村大字神城内山橋上流の本支流	周年
姫川	上流	糸魚川市地内黒部川電力株式会社姫川第6発電所堰堤上流端から上流200メートル下流端から下流200メートルの間の区域(魚道を含む)。	周年
志賀高原組合	漁業協同組合	全支流(満水川と外川を除く。)及び雑魚川と小雑魚川の合流点より雑魚川の上流全域	周年
満水川		県道志賀高原公園線カヤの平橋より上流の本支流	周年

漁業権者の名称	禁 止 区 域	期 間
根 羽 川 漁 業 協 同 組 合	源左切沢 下伊那郡根羽村浅間川合流点から上流 スキン沢 下伊那郡根羽村檜原川合流点から上流	周 年 周 年
中 の 沢	下伊那郡根羽村煎野川合流点から上流	周 年
ワ ナ バ 沢	下伊那郡根羽村煎野川合流点から上流	周 年
小 戸 名 川	下伊那郡根羽村東又橋から上流	周 年
岩 魚 沢	下伊那郡根羽村八丁平橋から上流	周 年
ハ ジ カ ミ 沢	下伊那郡根羽村檜原川合流点から上流	周 年
山 の 神 沢	下伊那郡根羽村檜原川合流点から上流	周 年
野 尻 湖 漁 業 協 同 組 合	野 尻 湖 上水内郡信濃町大字野尻字舟瀬230番地先の標柱と同237番地先の標柱を結んだ線の北西侧	周 年
野 尻 湖	上水内郡信濃町大字富濃字西原3946-4沖の2基の標識を結んだ線の南側	6月15日から9月 15日まで
野 尻 湖	上水内郡信濃町大字富濃字西原3946-4沖の2基の標識を結んだ線の南側	6月15日から9月 15日まで
野 尻 湖	上水内郡信濃町大字富濃字宮沢3940-95番地沖の標識と大字古海字宮沢4749番地沖の標識を結んだ線の東側	6月15日から9月 15日まで
野 尻 湖	上水内郡信濃町大字古海字市川内桐久保4668番地沖の標識と同4689-1番地沖の標識を結んだ線の東側	6月15日から9月 15日まで
野 尻 湖	上水内郡信濃町大字古海字市川4467番地沖の標識と同4472-5番地沖の標識を結んだ線の東側	6月15日から9月 15日まで
池 尻 川	上水内郡信濃町大字野尻字海端249-7番地横の水門から大字野尻字御小屋1332番地2横の水門までの間の水路	周 年
青 木 湖 漁 業 協 同 組 合	青木発電所放水口を中心に半径100メートルの区域内	周 年

木 漁 業 协 同 組 合	湖 合	農 具 川	大町市平のトチス橋から木崎湖への流入点より上流250メートルの地点までの区域。	周 年
		稻 尾 沢 川	大町市平の境橋から上流200メートル下流2,100メートルに至る区域。	周 年
		一 律 沢 川	大町市の区域内の一津沢川、ただし、木崎湖への流入点から上流150メートルの間は除く。	周 年
		ト チ ス 川	全川	周 年
浪合漁業協同組合		和 知 野 川	中部電力浪合堰堤から上流250メートル下流250メートルに至る区域	周 年
		治 部 坂 川	二の又ダムより上流の本流及び支流	周 年
		恩 田 川	蘭平ダムより上流の本流及び支流	周 年
平 谷 村 協 同 組 合		平 谷 川	柳川合流点から平谷大橋までの区間の本支流	周 年
糸魚川内水漁業協同組合		姫 川	糸魚川市地内黒部川電力株式会社姫川第6発電所堰堤上流端から200メートル下流端から200メートルの間の区域（魚道を含む）。	周 年

工 全長制限

次の表に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

(cm)

漁業権者の名称	対象魚種	いわな やまめ あまさご	にじます ひめます	木崎ます	うぐい こ	いふ な	うなぎ な	おいかわ かじか	しなの ゆきます	あ ゆ
南佐久南部漁業協同組合	15	15	15		10	18	10	30	5	
佐久漁業協同組合	15	15	15		10	18	10	30	8	5
上小漁業協同組合	15	15	15		10	18	10	30	8	5
更埴漁業協同組合	15	15	15		10	18	10	30	8	5
千曲川漁業協同組合	15	15	15		10	18	10	30	8	
北信漁業協同組合 (内共第2号)	15	15	15		10	18	10	30	8	
北信漁業協同組合 (内共第18号)	15	15	15		10	18	10			
北信漁業協同組合 (新潟県内共第16号)	15	15	15		10					
高水漁業協同組合 (内共第2号)	15	15	15		10	18	10	30	8	5
高水漁業協同組合 (内共第9号)	15	15								

裾花川水系漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	30	8	5
奈良井川漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	30	8	
波田漁業協同組合	15	15	15			10					
犀川漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	30	8	
安曇漁業協同組合	15	15	15			10					
北安中部漁業協同組合	15	15	15			10	18				
犀川殖產漁業協同組合	15	15	15			10	18				
諏訪湖漁業協同組合	15	15				10	30	10	40か200g	8	
諏訪東部漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	30	8	
天竜川漁業協同組合	15	15	15			10	18	10	30	8	
下伊那漁業協同組合	15	15	15			10	18	10		8	
遠山漁業協同組合	15	15									
木曽川漁業協同組合	15	15	15			10	20				
姫川上流漁業協同組合 (内共第8号)	15	15	15					10			
姫川上流漁業協同組合 (内共第17号)	15	15	15					10			

漁業権者の名称	対象魚種	いわな	やまめ あまさご	にじます	ひめます	木崎ます	うぐい	こ	い	ふ	な	うなぎ	おいかわ	かじか	しなの ゆきます	あ ゆ
志賀高原漁業協同組合	20															
根羽川漁業協同組合	15	15				10								8		
松原湖漁業協同組合							18									
野尻湖漁業協同組合					15		10	18						30		
青木湖漁業協同組合	15					15		10	18						15	
木崎湖漁業協同組合	15						15	10	18					30	10	
浪合漁業協同組合	15	15														
平谷村漁業協同組合	15	15														
釜無川漁業協同組合	15	15	15											15		
糸魚川内水面漁業協同組合	15	15	15								10				10	

(2) 遊漁料の額及び納付場所

ア 遊漁料の額

漁業権者の 名	漁具 漁法	免 除 規 定 が あ る 場 合			免 除 規 定 が な い 場 合	遊漁する 場所で漁 場監視員 に支払う 場合に附 加する額			
		一 あ ゆ 1日 (円)	あ ゆ以外の魚種 1年 (円)	小學生 以下の 者	中 学 生	身体障害者	漁具 漁法	あ ゆ	あ ゆ以外 の魚種 共通
南佐久南部 漁業協同組合	竿 釣 釣	全魚種共通	1日 1年 8,400	2,000 無 料	無 料	一般の1/2相当額	投 網 た も 網 さ で 網	1日 2,630円 1日 2,100円	1,000円
佐久 漁業協同組合	竿 釣	2,200 13,000	1,300 3,500 (10月第 二 土曜日から 翌年2月15 日までに限 る。)	6,500 (にじます にあつて は、2月16 日から9月 30日)	あ ゆ以外の魚種 無 料 あ ゆ 一般の1/2相当額	1年 一般の1/2相当額	投 網		1年当たり 21,600円 700円
上 漁業協同組合	竿 釣	2,200 13,000	1,300	6,500 無 料	あ ゆ以外の魚種 無 料 あ ゆ 一般の1/2相当額	1日 一般と同額 無 料 あ ゆ 1年 一般の1/2 相当額	延 繩	1日 2,200円 1年 一般の1/2 相当額	1年 5,500円 700円
更 漁業協同組合	竿 釣	2,160 12,960	880	6,000 置金を含む	無 料	一般の1/2相当額			1,000円

漁業権者の 名	免 除 規 定 が あ る 場 合				免 除 規 定 が な い 場 合						
	一 般		小學生 以下 の 者		中 學 生		身 体 障 害 者		漁具 漁法		あ ゆ
漁具 漁法	あ ゆ 1日 (円)	あ ゆ 1年 (円)	あ ゆ 以外の魚種 1年 (円)	500	5,000 無 料	無 料	一般の1/2相当額	漁具 漁法	あ ゆ	あ ゆ 以外の魚種 の魚種 共通	1年 10,000円 (いわな、や まめを除く)
千曲漁業協同組合	竿 釣			500	5,000 無 料	無 料	一般の1/2相当額	投 網			800円
北信漁業協同組合 (内共第2号)	竿 釣	1,400	7,800	1,200	6,000 無 料	無 料	一般の1/2相当額				1,000円
北信漁業協同組合 (内共第18号)	竿 釣			1,200	6,000 無 料	無 料	一般の1/2相当額				1,000円
北信漁業協同組合 (新潟県内共第16号)	竿 釣			1,200	6,000 無 料	無 料	一般の1/2相当額				1,000円
高水漁業協同組合 (内共第2号)	竿 釣			800	5,000 無 料	無 料	一般の1/2相当額				700円
高水漁業協同組合 (内共第9号)	竿 釣			800	5,000 無 料	無 料	一般の1/2相当額				700円
高花川水系漁業協同組合	竿 たも網	1,500	6,000	1,000	5,000 無 料	無 料	一般の1/2相当額	投 網	1年 8,000円	1年 8,000円	1,000円
奈良井川漁業協同組合	竿 たも網 さで網	2,000	8,000	1,000	7,000 無 料	無 料	1年 2,000円	投 網 や		投 網 1年 10,000円 やす 1年 2,000円	1,000円

波 漁業協同組合	竿 釣 竿とも網で網 投す や	1,100	4,400 無 料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				1,000円
犀 漁業協同組合	竿 釣 竿とも網	1,000	6,300 無 料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額	投 網	1年 8,400円		700円
安 漁業協同組合	臺 竿 釣	1,050	4,200 無 料	無 料	無 料				1,000円
北 安 中 部 漁業協同組合	竿 釣	1,000	5,000 無 料	無 料	無 料	投 網 たも網	1日 1,500円 1年 5,000円		500円
犀 川 殖 産 漁業協同組合	竿 釣 (高校生 は、一般 の1/2相 額)	1,500	8,000 (高 校生 は、一般 の1/2相 額)	6,000 (高 校生 は、一般 の1/2相 額)	無 料	一般の1/2相当額	投 網 さとも網 す 繩 箱 代 網 四ツ手網	1年当たり 4,000円	1,000円
諫 訪 東 部 漁業協同組合	竿 釣 竿すて針 (すて針 を除く)	2,800 12,000	あゆ以外 の魚種と 共通	2,000	9,000 無 料	高級生は、1年 3,000円	投 網 たも網 うけ 網	1年 14,000円	1,000円

漁業権者の 名	免 除 規 定 が あ る 場 合				免 除 規 定 が な い 場 合			
	一 般		小學生 以下 の 者		身 体 障 害 者		漁 具 漁 法	
	あ ゆ 1日 (円)	あ ゆ 以 外 の 魚 種 1年 (円)	1 日 (円)	中 学 生	あ ゆ	あ ゆ 以 外 の 魚 種	あ ゆ 以 外 の 魚 種 共 通	
天 竜 川 漁 業 協 同 組 合	手 竿 釣 魚 手 採 捕	11,000 (高 校 生 は、一 般 の 1/2 相 當額)	2,750 (高 校 生 は、一 般 の 1/2 相 當額)	7,700 (高 校 生 は、一 般 の 1/2 相 當額)	1,650 (高 校 生 は、一 般 の 1/2 相 當額)	1 日 一般と同額 1 年 一般の 1/2 相當額		1,000円
下 伊 那 竿 釣	投 網 も 網 さ で 網	1 年 15,400円 (高 校 生 は、一 般の 1/2 相當額)		1 年 一般の 1/2 相當額				
遠 山 竿 釣		あ ゆ 以 外 の 魚 種 共 通 10,000 (高 校 生 は、一 般 の 1/2 相 當額)	1,000 (高 校 生 は、一 般 の 1/2 相 當額)	10,000 (高 校 生 は、一 般 の 1/2 相 當額)	無 料	3級 以 上 一 般 の 1/2 相當額	投 網 も 網 さ で 網 延	1 年 13,000円 1,000円
木 曽 川 竿 釣	全 魚 種 共 通	1 日 1 年 2,000 9,000		無 料	一 般 の 1/2 相當額	一 般 の 1/2 相當額		700円
姫 川 上 流 漁 業 協 同 組 合 (内 共 第 8 号)	手 竿 釣 魚			1,100	5,000	一 般 の 1/2 相當額		1,000円

姫川上流漁業協同組合(内共第17号)	手竿	釣針		1,100	5,000	料 無	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				1,000円
志賀高原漁業協同組合	手竿	釣針		550	3,300	料 無	(ただし、オンライン販売“つりチケ”においては割引とは適応されない)	一般の1/2相当額				
根羽川竿漁業協同組合	手竿	釣針	12,000	800	3,500	料 無	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額	投網、ガリ	投網、ガリ	やす、餌針	300円
松原湖漁業協同組合	手竿	釣針		500	6,000 わかさぎ 3,500	料 無	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額	1日 1年	2,000円 7,000円	1,000円 3,500円	
野尻湖漁業協同組合	手竿	釣針		700	6,000	料 無	無 料	無 料				500円
青木湖漁業協同組合	手竿	釣針		1,000	4,000	料 無	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				
木崎湖漁業協同組合	手竿	釣針		1,000	4,000	料 無	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				
浪合漁業協同組合	手竿	釣針		800		料 無	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				100円
平谷漁業協同組合	手竿	釣針		800	4,000	料 無	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				200円
釜無川漁業協同組合	手竿	釣針		1,000	3,500	料 無	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				500円
糸魚川内水面漁業協同組合	手竿	釣針	1日当たり 1年当たり	2,200円 10,450円		料 無	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				1,000円

イ 納付場所

- ① 1の表に掲げる漁業協同組合の所在地
 - ② ①に掲げる場所のほか、遊漁規則に掲げる場所
 - ③ ①及び②に掲げる場所のほか、漁業権者が指定して公示した場所
- ※ 詳細は、各漁協にお問い合わせください。

(3) 遊漁承認証に関する事項

- (i) 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁規則に規定する遊漁承認証を交付するものとする。(各漁協共通)
- (ii) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。(各漁協共通)
- (iii) 遊漁者が（自己の不注意により）遊漁承認証を紛失したときは、再交付しない。(上小漁協、犀川殖産漁協、諏訪東部漁協)

(4) 遊漁に際し守るべき事項

- (i) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。(各漁協共通)
- (ii) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。(各漁協共通)
- (iii) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。(各漁協共通)
- (iv) 遊漁者は、漁場を汚染し、又は汚染の原因となる行為をしてはならない。(野尻湖漁協)
- (v) 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。(糸魚川内水面漁協)

(5) 漁場監視員に関する事項

- (i) 漁場監視員は、遊漁規則の励行（または遵守）に関し必要な指示を行うことがある（またはできる）。（各漁協共通）
- (ii) 漁場監視員は、遊漁規則に規定する漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章（または帽子）をつけるものとする。（各漁協共通）

(6) 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、（又は）以後のその者の遊漁を拒絶することがある（または拒否することができる）。この場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。（各漁協共通）

(7) 河川特設釣場に関する事項

次の漁協にあっては、河川特設釣場を設置する。

○ 上小漁業協同組合

区 域	魚 種	期 間	料 金
宮渕川 宮渕神社歩道橋から上流の宮渕砂防堰堤までの 180 m の区間	いわな にじます	4月1日から 9月30日までの期間内で 組合が定めて 公表する期間	1人当たり放流量 にじます3尾、又は、 いわな2尾 2時間 1,600円 (大人、子供) 延長1時間 650円

第4章 カワウの被害防止に関する取り組み

漁協では、魚食性鳥類であるカワウの飛来状況調査、繁殖抑制、駆除、追い払いを行っています。

…飛来状況調査にご協力をお願いします…

飛来状況調査は、カワウの動き（いつ・何羽飛んでくるのかなど）を把握し、漁業被害対策に役立てるために行います。遊漁者のみなさんでも行えるものです。

【調査に際して】

- ・採食が活発な日の出前30分～約2時間がベストタイミング。
- ・必須項目：実施日、時間、場所（住所や経緯度情報等、可能な限り具体的に記入）、羽数（画像や映像などの添付でも可）
- ・画像や映像を撮っておけば、群れの場合でもあとで計数可。

【観察に適した場所の例】

- ・河川を上流、下流とも広く見渡すことができる橋の上。
- ・堰堤やダムの下など、魚が溜まりやすいところ。

… 次頁の記録用紙をご活用ください …

【調査情報提供・問合せ先】

長野県漁業協同組合連合会

電話 026-228-0125

メール jimukyoku@naganoken-gyoren.or.jp

川・湖の魚と一緒に守っていきましょう！

カワウ記録用紙(1)

実施日	月 日				
時間	時 間				
場所 (地點)	住所 市・町・村				
	北緯				
	東経				
	目印				
調査内容	採餌場 • ねぐら • コロニー				
確認数 ・ 飛来方向	羽 (①+②)				
	着水・着岸	①	羽	通	過
	上流から		羽	下流から	羽
	その他 ()				
追払い	花火 • 爆竹等			実施せず	
	逃げた方向		上流へ	下流へ	
駆除	羽			実施せず	
メモ					

地図

カワウ記録用紙 (2)

実施日	月 日				
時間	時 間				
場所 (地點)	住所 市・町・村				
	北緯				
	東経				
	目印				
調査内容	採餌場 • ねぐら • コロニー				
確認数 ・ 飛来方向	羽 (①+②)				
	着水・着岸	①	羽	通	過
	上流から		羽	下流から	羽
	その他 ()				
追払い	花火 • 爆竹等			実施せず	
	逃げた方向		上流へ	下流へ	
駆除	羽			実施せず	
メモ					

地図



漁場図は漁協ごとに上記「長野釣り人ナビ」提供の“Google マップ”にて情報を配信しております。確認される際は上記をご利用ください。
※ご利用が難しい場合は、「長野釣り人ナビ」で検索してください。

 メモ 

漁業権漁場の概要図



長野釣り人ナビ

Nagano Angler Navi



長野県PRキャラクター
「アルクマ」



長野県の“遊漁ハンドブック”的情報は、常に更新されます。
上記のサイトより最新情報をご確認ください。



私たちは、漁場の安全・管理を通して、
河川や湖沼の環境を守っています

遊漁ハンドブック

釣りのルールとマナー

令和7年(2025年)2月改訂

発行

長野県

長野県漁業協同組合連合会

〒380-0936 長野市岡田町148-5 長野県漁連会館3F

TEL.026-228-0125 FAX.026-228-0127